

『引っ越しの手続き』

2月、3月は、4月からの新しい環境のために引っ越しをする人が多い季節です。引っ越しでは、ライフラインや役所の手続きなどやるものがたくさんあります。今月のリビングイン宮崎では、引っ越しの際にやらなければならないことについて書いてみたいと思います。



1. 新居を決める
2. 引っ越し業者・日時を決める。

複数の業者に見積もりをもらい、比較しましょう。

この時期引っ越し業者は忙しいので、引っ越し日が決まったら早めに予約をしましょう。

3. 今住んでいるところが賃貸の場合、不動産屋または大家へ退去予定について連絡する。
4. 水道・ガス・電気・インターネットの会社へ引っ越しの連絡をいれる。
5. 荷造りを進め、不用品・粗大ごみを処分する。

不用品はリサイクルショップやインターネットオークション、フリマアプリなどを利用するのも一つの手です。



6. 役所に転出届（市内で引っ越す場合は「転居届」）を提出する。
郵便局へも転居届を出しておく、一年間旧住所あての郵便物を新住所に無料で転送してもらえます。

7. 旧居の最終清掃・ゴミの処理・引き渡し

引っ越しの時は、今住んでいる家を元の状態に戻して、新しい家に行きます。

宮崎市のごみと資源物の分け方・出し方ハンドブック

https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/fs/7/9/2/6/4/1/_/792641.pdf

8. 新居への荷物の運び入れ、隣人への挨拶
9. 役所への転入届（転居日から14日以内に行う必要があります。）
在留カードやマイナンバーカードの住所変更も役所でできます。
10. 学校、職場、銀行、保険会社などへの住所変更手続き

運転免許証を持っている場合には、最寄りの警察署または運転免許センターで住所変更をしましょう。

慌ただしい時期になります。やることもたくさんあるので、早めに引っ越し準備の計画を立てて、スムーズに新生活がスタートできるとよいですね。

※日本語訳は後日、（公財）宮崎県国際交流協会のホームページに掲載されます。

このコーナーへのご質問、ご意見、ご要望は：（公財）宮崎県国際交流協会まで

TEL：0985-32-8457 FAX：0985-32-8512 Email miyainfo@mif.or.jp

毎日の生活に関してご質問、ご心配事などありましたら：みやざき外国人サポートセンターまで
TEL：0985-41-5901 FAX：0985-41-5902 Email support@mif.or.jp